

○風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区のうち知事が指定する地域

名 称	所 在 地	地 域
琴崎八幡宮風致地区	宇部市大字上宇部	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた地域
常盤 〃	宇部市	〃
亀浦 〃	〃 大字沖宇部	〃
岩鼻 〃	〃 大字藤曲	〃
鍋倉山 〃	宇部市	〃
黄幡 〃	〃 大字小串	〃
維新山 〃	〃 大字中宇部	〃
江潮 〃	山陽小野田市大字高畑	都市計画法第2章の規定により定められた地域
菩提寺山 〃	〃 大字有帆	〃
縄地ヶ鼻 〃	〃 大字西高泊	〃
龍王山 〃	〃 大字小野田	〃
本山岬 〃	〃 〃	〃
鴻南 〃	山口市	〃
櫛原如意寺地区緑地保全地区	宇部市大字櫛原及び大字如意寺	〃
柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区	柳井市柳井津	〃

○風致保安林のうち知事が指定する地域

所 在 地	地 域
宇部市	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林の地域
山口市阿東蔵目喜	〃
〃 阿東生雲中及び阿東篠目	〃